

一般社団法人 東根青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東根青年会議所（英文名 Junior Chamber International HIGASHINE）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県東根市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的とした事業を行わない。

2 当法人は、これを特定の政党のために利用しない。

3 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(事業)

第5条 当法人は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

(2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

(4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

(5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(6) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所ならびに国内・国外の青年会議所およびその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

(7) 前各号に定めるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、山形県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(種類と資格)

第7条 当法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 東根市に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し、事業年度中に40歳に達した場合は、その当該事業年度の終了まで正会員としての資格を有する

(2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、理事会で承認された者をいう

(3) 名誉会員 当法人に功労があり、理事会で承認された者をいう

(4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう

2 40歳に達した当該事業年度に当法人の理事であった者は、前項に関わらず、選任の事業年度に関する通常総会の締結のときまで正会員とする。

(入会)

第8条 当法人の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、当法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員については、別に定める。

(会員の義務)

第10条 会員は、定款その他の規則を遵守し、当法人の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員及び特別会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 正会員及び賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。但し、役員並びに直前理事長及び顧問が制限年齢に達した翌年度まで職務を担っている場合にはこの限りでない。

(退会)

第11条 会員が当法人を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決権数の3分の2以上の決議を得て、当該正会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的遂行に反する行為をしたとき

- (3) 当法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき
 - (4) その他、除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号に該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡または失踪宣言を受けたとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(休会)

第14条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員の規則)

第16条 このほか会員に関する事項は、別に定める。

第3章 総会

(種類)

第17条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年1月に開催する通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第18条 総会は全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に規定するもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事長及び副理事長、専務理事の選定又は解職
- (3) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにその付属明細書の承認
- (6) 当法人の解散および解散の場合の残余財産の処分
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選出
- (9) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア 会員資格規程
 - イ 役員報酬規程
- (10) 正会員の除名
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項又は本定款に定める事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(招集)

第21条 総会は、理事会がこれを決定し理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

3 やむを得ない理由により理事長が招集できない場合は各理事が招集する。

(議長)

第22条 総会の議長は、出席正会員の中からこれを選出する。

(議決権)

第23条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第24条 総会における決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の有する議決権の過半をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、開催の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会で選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(総会規則)

第26条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるものほか、別に定める。

第4章 役員等

(役員)

第27条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、当法人の正会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の会員の中から選任する。但し、必要があるときは当法人の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、当法人の理事(親族その他の特殊の関係がある者を含む。)若しくは使用人を兼任することができない。

- 6 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 7 その他、役員の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を統括する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

(役員の任期)

第31条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。但し、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。但し、再任を妨げない。
- 3 本定款で定めた役員の員数が欠けた場合、直ちに補欠の役員を選出しなければならない。
- 4 前項で選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(辞任及び解任)

第32条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長)

第33条 当法人に、直前理事長を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 直前理事長は理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて直前理事長に就任した者は、就任後1年以内に終了する事業年度に関する総会の終結のときまで正会員の資格を有するものとする。
- 5 直前理事長の辞任及び解任は第32条第1項及び第2項の規定を準用する。

(顧問)

第34条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。

- 3 顧問は理事長の諮問に答え、当法人の運営にあたり必要且つ適切な助言を行う。
- 4 顧問は理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問の任期は推薦した理事長の任期と同一とする。
- 6 顧問の辞任及び解任は第32条第1項及び第2項の規定を準用する。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。但し、正会員の資格を有しない監事には、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする、当法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにする、当法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第37条 当法人は、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第38条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は次の職務を行う。

- (1)顧問の選任
 - (2)事務局長及び委員長の承認
 - (3)総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4)事業計画及び収支予算の承認
 - (5)理事の職務の執行の監督
 - (6)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1)重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2)多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体勢の整備）

（種類）

第40条 通常理事会は毎月開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

（招集）

第41条 理事会は本定款に定めるものほか、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事及び直前理事長に対し通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第42条 理事会の議長は、出席理事のうちからこれを選出する。

（理事会の定足数及び決議）

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。但し、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

（理事会規程）

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令または本定款に定めるものほか、別に定める。

第6章 例会及び委員会等

（例会）

第46条 当法人は年8回以上の例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第47条 当法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、また実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。なお、必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長は正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事及び監事並びに直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(会議・特別委員会)

第48条 当法人は、会議又は特別委員会を置くことができる。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第49条 当法人の財産は理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計画書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第8章 管理

(事務局)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款その他諸規程

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書及び計算書類等

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

3 各事業年度に係る計算書類等は、作成したときから10年間保存する。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 その他、情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、別に定める。

(公告)

第56条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第58条 当法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決

議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第59条 当法人は法令に定められた事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第60条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(清算人)

第61条 当法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第62条 当法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委任)

第63条 本定款に別に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 当法人の最初の理事長は天野正樹とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。